

電子申請によりご意見を提出される方は
右のQRコードをスマートフォン等で読み取り、
専用のフォームからご意見をご提出ください。



第4次長崎県男女共同参画基本計画

素案

令和2年12月



目次

第1章 長崎県男女共同参画基本計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の性格と役割.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の基本理念.....	4
5. SDGsについて.....	5
第2章 現状・課題と第4次計画の施策の方向性.....	6
1 本県を取り巻く社会情勢の現状・課題.....	7
2 今後取り組むべき施策の視点.....	12
3. 計画の基本目標.....	13
4 施策の体系.....	14
第3章 男女共同参画社会の実現に向けた施策.....	15
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大.....	16
政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大.....	16
政策目標2 地域における男女共同参画の推進.....	19
政策目標3 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援.....	21
基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり.....	23
政策目標4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現.....	23
政策目標5 子育て・介護等の支援体制の充実.....	26
政策目標6 教育を通じた男女共同参画の推進.....	28
政策目標7 意識改革に向けた啓発・普及の推進.....	29
基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現.....	32
政策目標8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶.....	32
政策目標9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備.....	36
政策目標10 生涯を通じた健康支援.....	38
政策目標11 防災・復興における男女共同参画の推進.....	40
基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化.....	42
政策目標12 推進体制の整備・強化.....	42
第4章 行政や事業者、民間団体等の役割.....	44
第5章 計画の進捗を図るための指標.....	46

第 1 章 長崎県男女共同参画基本計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、男女共同参画社会の実現を目指して平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」及び平成 14 年に施行した「長崎県男女共同参画推進条例」の趣旨や理念等を踏まえ、平成 15 年 3 月に「長崎県男女共同参画基本計画」を策定し、その後、社会経済環境の変化に伴い 3 度の計画改定を行いました。

これまで「第 3 次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン 2020～」(計画期間平成 28 年度～令和 2 年度)においては、最重点課題として「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の 4 つを設定し、各分野における男女共同参画、女性の参画拡大、男女の人権の尊重などに取り組んできました。

国においては、男女が自らの意志に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を目指し、「あらゆる分野における女性の参画拡大」を計画の冒頭に位置付けた「第 5 次男女共同参画基本計画」が令和 2 年 12 月に閣議決定される予定です。

県が実施した県民意識調査(令和元年度)によると、男女共同参画社会に向けた最重要課題として固定的な社会通念・慣習・しきたりの改善が挙げられています。また、政策・方針決定の場において女性が参画していくために必要なこととして、男性優位の組織運営の変革や、家庭、職場、地域における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消などが求められています。

こうした状況の中、本県における男女共同参画社会づくりに向けた取組の実効性をより高めるとともに、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、これまでの計画の進捗状況を踏まえ課題に対応しながら男女共同参画並びに女性活躍を推進し、「男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現」を目指す指針として、この「第 4 次長崎県男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の性格と役割

- (1) 男女共同参画社会基本法第 14 条第 1 項及び長崎県男女共同参画推進条例第 7 条の規定に基づく計画です。
- (2) 計画の基本目標 I、II、IV 及び関連指標は、女性活躍推進法第 6 条の規定に基づく県の推進計画です。
- (3) 「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」（令和 2 年 12 月策定予定）の個別計画として位置付けられています。
- (4) 「第 2 期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」「長崎県子育て条例行動計画」「長崎県DV対策基本計画」「長崎県特定事業主行動計画」など各種計画との整合性を図りながら策定するものです。
- (5) 県が男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、市町、事業者、民間団体、県民等と協働して計画の遂行に努めるものです。
- (6) 市町においては、市町男女共同参画計画及び女性活躍推進法に基づく市町推進計画の策定や課題解決の取組等、この計画を参考とした地域の実情に応じた取組が期待されます。

3 計画の期間

計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

なお、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

4 計画の基本理念

長崎県男女共同参画推進条例にある5つの基本理念に基づき、ひとりひとりが豊かな人生を送ることのできる社会づくりを目指します。

また、女性活躍推進法の3つの基本原則に基づき、女性が自らの意思に応じて個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを目指します。

「長崎県男女共同参画推進条例」の5つの基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨とする。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮しなければならない。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨とする。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立できるようにすることを旨とする。

(5) 国際的協調

国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画の推進は国際的な協調の下に行われなければならない。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の3つの基本原則

- (1) 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮を実施
- (2) 家族を構成する男女が、家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ、職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にする
- (3) 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思を尊重





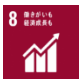

5. SDG s について

2015年（平成27年）の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で「誰一人取り残さない」を基本理念とし、「持続可能な世界を実現するための2030年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標（SDG s : Sustainable Development Goals）」として、17のゴール（分野別目標）及び169のターゲットが提示されました。ゴール5「ジェンダー平等や、すべての女性及び女児の能力強化」は、男女共同参画の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDG sの推進につながるものと考えております。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



なお、本計画に掲げる施策と特に関連するSDG sの目標は次のとおりです。

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	各国内及び各国間の不平等を是正する

第2章 現状・課題と第4次計画の施策の方向性

1 本県を取り巻く社会情勢の現状・課題

(1) 人口減少社会の本格化、少子高齢化の進行

- 本県の総人口は1960年の176万人をピークに減少し、2015年には約137万7千人となり、このまま推移すると2040年には105万4千人に減少する見込みです。また、2025年頃に高齢者人口はピークを迎え、2040年頃には生産年齢人口が県人口の5割を切ることが予想されています。本県では、離島・半島地域を多く抱える中、人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進んでおり、特に近年は女性の転出超過が拡大傾向¹にあります。
- 若い女性が転出する主な理由のひとつとして、進学や就職のためだけでなく、「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられています²。その背景には、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担意識を反映した社会通念・慣習・しきたり等が、家庭・職場・地域において根強く残っているため、地元では女性が居づらさを感じたり、仕事にやりがいを感じられなかったりといったこと等が、要因として考えられます。
本県においては、固定的な性別役割分担意識が全国よりも強く³、こうした意識を解消していくことが重要となっています。
- また、人口減少に伴い生産年齢人口が減少している中、本県の子育て期（25～44歳）の無業女性（約28千人）のうち、就業を希望する割合は62.4%^{※表1}と、潜在的な労働力率は高い状態にあり、こうした女性の希望をくみ取り、再就職等の支援をしていく必要があります。
- このように、人口構成に大きな変化が生じることが想定される中、様々な分野における就業者等の担い手の確保や、多様な視点による新しい価値の創出等によって、本県の経済社会の持続的発展にもつなげることが必要であるため、あらゆる分野における女性の参画拡大が重要です。

※表1 子育て期（25～44歳）女性無業者の就職希望状況（出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」）

	非就業希望者	就業希望者		
		うち求職している	うち求職していない	
人数(人)	10,600	17,600	6,200	11,300
率(%)	37.6	62.4	35.4	64.6

¹ 女性（20～24歳）の転出超過は、平成30年度:1,733人、平成25年度:1,205人となっており、この5年間で528人増加している。一方、男性（20～24歳）の転出超過は、平成30年度:1,034人、平成25年度:1,127人となっており、おおよそ横ばいである。（住民基本台帳人口移動調査をもとに、男女参画・女性活躍推進室で集計）

² 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」（令和2年3月）。

³ 「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方について「反対」及び「どちらかと言えば反対」と回答した人の割合は、内閣府の世論調査（令和元年度）の59.8%に対し、長崎県「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」（令和元年度）結果では45.0%と、大きな差がある。

(2) 人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

○ 本県における平均寿命（平成 27 年）は男性 80.38 歳、女性 86.97 歳となっており、長寿社会を迎えています。一方、健康寿命⁴（平成 28 年）は男性 71.83 歳、女性 74.71 歳で、平均寿命と健康寿命の差は、男性が約 8 年、女性は約 12 年です。この平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限がある「不健康な期間」を意味し、この差が大きいほど、介護が必要な期間が長くなる可能性があります。今後は、男女ともに、親や配偶者の介護を担う負担が増大する可能性が高まっており、介護と仕事を両立できる持続可能な働き方が求められています。

また、人生 100 年時代を見据え、男女とも健康寿命の延伸に取り組むことは、将来の介護リスクの軽減につながるものであるとともに、誰もが元気に活躍できる社会の実現につながるものです。

○ 本県における女性の就業率^{※図1}は 64.9%（平成 22 年）から 68.5%（平成 27 年）に上昇しており、年齢階層別にみると、学校を卒業した後就職するため 25～29 歳台が 81.7%と最も高くなっています。一方、出産・子育てをする方が多い 30～34 歳台が最も低く 76.8%、35～39 歳台が 76.9%と落ち込んでいます。その後、再就職等で就業率が上昇していくいわゆる M 字カーブを描いていますが、近年、この 30 歳台での落ち込みが緩やかになっていることから、継続就業する女性が増加傾向にあるものと思われます。

○ このような女性の就業率向上等により、男性片働き世帯よりも共働き世帯の割合が高くなっており⁵、男女が共に家事・育児等を担うことが重要となっています。しかし、本県の子どもがいる共働き世帯においては、依然としてこうした家事・育児等の多くを女性が担っている現状があります⁶。

○ これらの背景には、男性にも女性にも「主たる稼ぎ手は男性」といった固定的な性別役割分担意識を持っていること⁷や、男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然視するいわゆる「男性中心型労働慣行」等がありますが、人生 100 年時代の到来により、これまでの「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、これからは多様な働き方、生き方を選べるようになることが求められています。

○ 男性も女性も、若いうちから人生 100 年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事と家事・育児・介護に主体的に関わることで、そうした生活と両立しうる持続可能な働き方を実践していくことが重要です。

○ そのため、これまでの男性中心型労働慣行の変革、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備、男性の家事・育児・介護への参画促進等に取り組む必要があります。

⁴ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

⁵ 総務省「国勢調査」（平成 27 年）：夫・妻とも就業 147,097 世帯（48.1%）、夫が就業・妻が非就業 71,559 世帯（23.4%）。

⁶ 総務省「社会生活基本調査」（平成 28 年）における本県の 1 日当たりの家事・育児・介護の時間（週平均）。

家事：夫 60 分【全国 85 分】、妻 214 分【全国 217 分】（妻と夫の差 154 分）

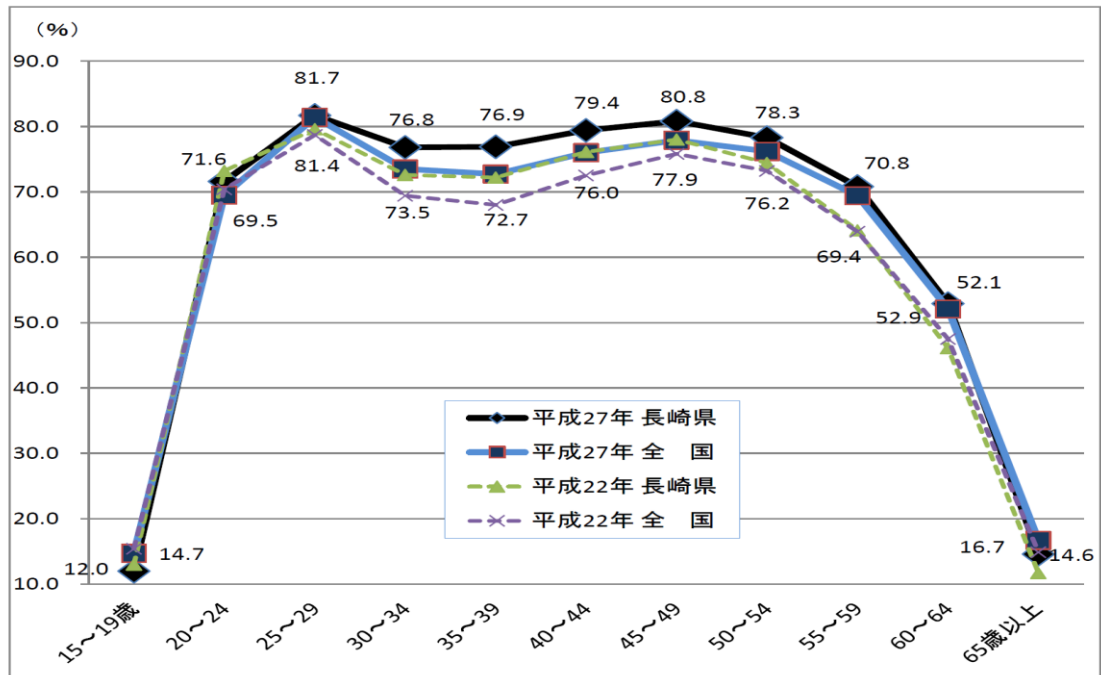
育児：夫 112 分【全国 132 分】、妻 178 分【全国 190 分】（妻と夫の差 66 分）

介護・看護：夫 30 分【全国 90 分】、妻 112 分【全国 102 分】（妻と夫の差 82 分）

⁷ 長崎県「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」（令和元年度）。

「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」及び「どちらかと言えば賛成」と回答した人の割合は、男性 44.6%、女性 37.1%

※図1 女性の年齢階級別労働力率の推移（出典：総務省「国勢調査」）



(3) 法律・制度の整備と女性の意思決定過程への参画拡大

- 第3次長崎県男女共同参画基本計画策定後、国において働き方改革関連法⁸や改正女性活躍推進法⁹が成立するなど、女性活躍を推進するための法律・制度が整備され、女性活躍の裾野が地方や中小企業にも拡大する素地が整ってきたところです。
- 本県では、「ながさき女性活躍推進会議」¹⁰と連携し、女性の活躍推進に取り組み、県内事業所における管理職（係長級以上）に占める女性の割合¹¹は23.7%（平成26年度）から29.6%（令和元年度）に上昇するなど、次代の女性リーダー候補となる人材が着実に増加してきました。
- しかしその一方で、県が設置する審議会等委員への女性の登用率は34.6%（平成28年4月1日）から37.3%（令和2年4月1日）に上昇しましたが、いまだ女性の参画が少ない分野があるなど、女性の活躍が十分進んでいるとは言えません。女性委員の登用が進まない理由として、行政機関の長や団体の代表、役員などの職に女性の就任が少ないこと等が挙げられます。
- これらを踏まえ、女性が参画しやすい環境づくり、継続就業によるキャリア形成、女性人材の育成、積極的な登用促進に向けたトップ層の意識改革促進などに取り組むことが重要です。

⁸ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）。

⁹ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）。

¹⁰ ながさき女性活躍推進会議：女性活躍を推進する官民連携組織。平成26年12月発足。（1）男女が共に働きやすい環境づくり、（2）女性の登用等促進への取組、（3）企業の成長につながる「女性活躍」意識の醸成にかかる取組を実施。

¹¹ 「長崎県労働条件等実態調査」（令和元年度）。

(4) 女性に対する暴力根絶と貧困等生活上の困難に対する支援

- 性犯罪・性暴力や、DV（ドメスティック・バイオレンス）¹²、セクシュアルハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。こうした暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性があります。また、暴力の被害者は、その後も長期にわたる心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的な苦境に陥ったりするなど、貧困などの生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合もあります。さらに近年、SNS 等に起因した多様化する犯罪や、「JK ビジネス」¹³「デート DV」¹⁴といった若年層への被害も問題となっています。
- こうした中、相談窓口の定着や DV に対する社会の理解が進んだことなどにより、DV 相談件数^{※表 2}は年々増加傾向にあります。
- 男女共同参画社会に向けた県民意識調査（令和元年度）によると、女性の約 2 割が身体的 DV の被害を経験しており、また、心理的 DV、経済的 DV、性的 DV については、それぞれ女性の 1 割以上が経験しているという深刻な状態となっています。また、被害に遭った女性のうち約 4 割が「どこにも相談できなかった」と答えています。
- こうした状況を踏まえ、性別に起因する暴力の被害者に対する支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、予防教育や暴力を許さない社会風土の醸成等に取り組む必要があります。

※表 2 県こども・女性・障害者支援センターへの相談件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
DV 相談 (件数)	1,686	1,782	1,885	2,230	2,157	2,277

- 男女共同参画社会の実現においては、貧困、高齢、障害、性的指向・性自認に関することなど、多様な属性を持ち、生活上の困難を抱える人々への理解と支援が必要不可欠です。

本県における児童扶養手当¹⁵受給の子どもの数は 20,459 人（平成 30 年度）と、18 歳以下の人口の約 1 割を占めており、こうしたひとり親家庭、特に母子家庭においては、年間収入 200 万円未満の世帯が 67.1%である¹⁶など、経済的に厳しい状況にあります。貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもの教育の機

¹² DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

¹³ JK ビジネス：児童の性を売り物とする営業の一つで、主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプショ

¹⁴ デート DV：結婚前の恋人間で振るわれる暴力。

¹⁵ 児童扶養手当：ひとり親家庭の生活と安定とともに自立を促し、児童福祉を増進することを目的として、離婚などにより父又は母の一方としか生計を同じくしていない児童の父、母又は養育者に対し、一定の支給要件に該当する場合に、受給者の所得水準に応じて支給される手当のこと。

¹⁶ 長崎県「児童扶養手当受給者を対象としたアンケート」結果（平成 29 年度）。

会均等を確保することなど、総合的な貧困対策が求められています。

- 高齢者については、本県人口に占める 65 歳以上の割合¹⁷は 29.6%（平成 27 年）と、全国よりも高齢化が早く進んでいます。このような中、豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女の、自立し誇りを持った社会参画が促進されるとともに、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築が必要です。
- 障害のある人については、社会参画や雇用機会の確保において、いまだに厳しい状況にあります。障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会¹⁸の実現を目指す必要があります。
特に、障害のある女性が、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合には、適切な支援が必要です。
- このように、高齢であること、障害があること、性的指向・性自認に関することなど、多様な属性をもち、様々な困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識等を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがあるため、上記のような様々な属性の人についての正しい理解を広め、人権が尊重される社会に向けた意識の醸成が必要です。

(5) 新型コロナウイルス感染症の拡大・頻発する大規模災害

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちは生活、経済、社会、さらには行動・意識・価値観にまで及ぶ大きな影響を受け、重大な転換点に直面しています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なる社会的・経済的影響をもたらし、ジェンダーに起因した様々な問題¹⁹が懸念されています。
- 一方で、これを契機として、仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっています。また、こうした在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児への参画を促す好機²⁰でもあります。
- 気候変動の影響により、台風の大規模化、災害の頻発・激甚化が見られる中、国は男女共同参画の視点からの防災・復興対策を進めるためのガイドラインを作成し、全国の自治体に活用を促すなど、積極的な働きかけを行っています。
- 大規模災害の発生は、上述の新型コロナウイルス感染症拡大と同様に、男女に異なる影響をもたらし、ジェンダーに起因した様々な問題が顕在化しています。
- このように、非常時においては、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する様々な問題が一層顕在化するため、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが重要です。

¹⁷ 総務省「国勢調査」（平成 27 年）：県 29.6%、全国 26.6%。

¹⁸ 共生社会：障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 1 条。全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

¹⁹ (1)家事や育児等の家庭責任が女性に集中しやすい。(2)女性はパート等の非正規雇用の割合が大きく、経済情勢の悪化等により女性の方が職を失いやすい。(3)生活不安等から DV や性被害・性暴力等が増加する懸念がある。

²⁰ 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和 2 年 6 月）。新型コロナウイルス感染症の影響下において、家事・育児に関する夫婦間の役割に変化があった家庭のうち、夫の役割が増加した家庭は約 37%。

2 今後取り組むべき施策の視点

前述の「本県を取り巻く社会情勢の現状・課題」を踏まえ、今後取り組むべき施策において、次のような視点が重要となります。

(1) 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の認識

男女共同参画社会の形成を進めていくうえで固定的な性別役割分担意識の解消が最も重要です。このような意識は、誰もが無意識のうちに持っています。そのため、私たち一人ひとりが日頃から、こうした意識を持っている、あるいは、持ちうるということ意識することが求められます。

(2) 多様性の視点

多様な視点による新しい価値の創出等を通して、人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進む本県の社会経済を持続可能としていくためには、多様な人材、多様な価値観など、多様性の視点を取り入れることによる新しい価値の創出が求められています。

(3) 女性人材の育成と女性が参画しやすい環境づくり

あらゆる分野において女性が参画していくことは、男女共同参画社会の形成において極めて重要です。そのため、次代を担う女性の人材育成や、職場、地域などにおいて女性が参画しやすい環境づくりが求められます。

(4) 様々な不安の解消

男性中心型労働慣行や固定的な性別役割分担意識を背景に、女性は仕事と家事や育児等の両立が困難になったり、男性は仕事と経済的責任から、多様な働き方や生き方を選択しづらかったりする可能性があります。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力、セクシャル・ハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、被害者は心身の不調から就労が困難になるなどの状況に陥る可能性があります。

こうした状況のもとでは、様々な不安を抱えることとなり、不安がある状態では人生100年時代に求められる多様な働き方や暮らし方において、主体的に選択する意欲や機会が阻害される可能性があります。そのため、男性中心型労働慣行の変革や女性に対する暴力根絶に向けた取組等が求められます。

(5) トップ層の意識改革

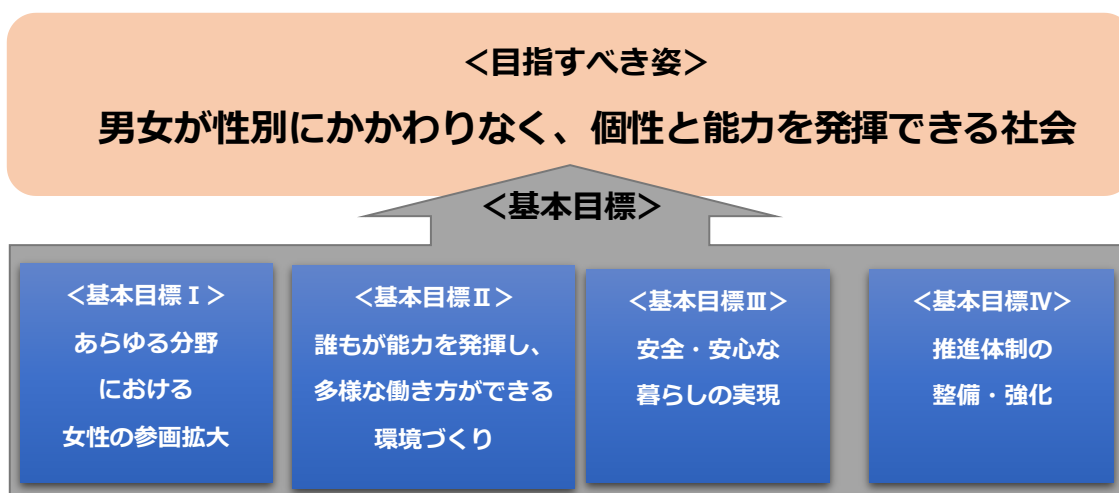
組織の風土や制度等を変えていくためには、トップ層の意識改革が重要です。そのため、これまでの男性中心型労働慣行等を前提とした組織運営ではなく、多様な人材を活かす「ダイバーシティ²¹・マネジメント」の考え方が求められています。

3. 計画の基本目標

「本県を取り巻く社会情勢の現状・課題」及び「今後取り組むべき施策の視点」を踏まえ、この計画が目指すべき姿を「男女が性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる社会の実現」と定めます。

この目指すべき姿の実現に向けて、以下の4つの基本目標を掲げ、各種施策を展開します。

基本目標Ⅰ	あらゆる分野における女性の参画拡大
基本目標Ⅱ	誰もが能力を發揮し、多様な働き方ができる環境づくり
基本目標Ⅲ	安全・安心な暮らしの実現
基本目標Ⅳ	推進体制の整備・強化



なお、本県において男女共同参画の取組が進まない場合、個人にとっては意欲・能力が十分に活かせない、人生設計をすることが難しいといった状態になりかねません。

こうした地域や組織には良い人材は集まらず、多様な発想が欠けることでイノベーションが生まれにくくなる恐れがあります。

これは、他地域との人材獲得競争において不利な状況に陥るということでもあり、多様な人材の能力を活かさなければ、特に女性を中心として人材流出が続く恐れがあります。

そのため、本県の持続可能な発展に向け、男女共同参画の取組や視点が重要です。

²¹ ダイバーシティ：多様な人材を生かし、その能力が最大限發揮できる機会を提供することで、新たな価値を生み出し、価値創造につなげること。

4 施策の体系

基本目標	政策目標	具体的な施策
Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 審議会等の委員への女性の参画促進
		(2) 県における管理職等への女性の登用推進
		(3) 各分野における女性の参画拡大
		(4) 女性の職域拡大等による人材の確保
	2 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域社会における男女共同参画の推進
		(2) 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進
	3 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	(1) 女性の再就職支援
		(2) 女性の起業・創業支援
		(3) 女性の職業能力の開発への支援
Ⅱ 誰もが能力を發揮し、多様な働き方ができる環境づくり	4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現	(1) 経営者・管理職等の意識改革
		(2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進
		(3) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進
		(4) ハラスメント防止対策の推進
	5 子育て・介護等の支援体制の充実	(1) 子育て支援策の充実
		(2) 介護支援策の充実
		(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実
6 教育を通じた男女共同参画の推進	(1) 学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進	
7 意識改革に向けた啓発・普及の推進	(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進	
Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進
		(2) 配偶者等からの暴力への対策の推進
		(3) 性犯罪・性暴力等への対策の推進
		(4) ストーカー行為等への対策の推進
	9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	(1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進
		(2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援
	10 生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた健康支援
(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実		
(3) 健康をおびやかす問題への対策の推進		
11 防災・復興における男女共同参画の推進	(1) 防災・復興における男女共同参画の推進	
Ⅳ 推進体制の整備・強化	12 推進体制の整備・強化	(1) 県における推進体制の充実
		(2) 市町における推進体制の整備
		(3) 女性の活躍に関する推進体制の充実

第3章 男女共同参画社会の実現に向けた施策

※各施策の所管課については、長崎県組織規則に記載されている順番で標記しています。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<具体的な施策>

- (1) 審議会等の委員への女性の参画促進
- (2) 県における管理職等への女性の登用促進
- (3) 各分野における女性の参画拡大
- (4) 女性の職域拡大等による人材の確保

(1) 審議会等の委員への女性の参画促進

- ① 県が設置する審議会等の委員への女性の参画推進
県の審議会等の委員への女性の登用について、公募委員の募集における女性の積極的な選考や、団体推薦委員における女性の推薦について関係団体へ協力を求めるなどの取組を推進する。 (男女参画・女性活躍推進室)
- ② 市町に対する審議会等委員への女性の参画促進への働きかけ
市町が設置する審議会等の委員への女性の参画促進を働きかけるとともに、必要な人材情報を提供するなど積極的な支援を行う。 (男女参画・女性活躍推進室)
- ③ 女性の人材に関する情報の充実と提供
各分野で活躍する女性の発掘に努め、人材情報をさらに充実し、個人情報保護に配慮しつつ、積極的に情報を提供する。 (男女参画・女性活躍推進室)
- ④ 女性の積極的な参画に向けた啓発の推進
政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進するため、女性自らの意識向上と、社会全体の意識改革のための啓発を進める。 (男女参画・女性活躍推進室)

(2) 県における管理職等への女性の登用推進

- ① 県における女性の登用推進
長崎県特定事業主行動計画に基づき、若手職員が多様な経験を積めるような人事配置や、意欲と能力のある女性職員の役職への任用等、様々な方策を講じながら、女性職員の管理職等への積極的な登用を図る。
(人事課、新行政推進室、教育庁総務課、教職員課、義務教育課、高校教育課、警務課)
- ② 県における中堅女性職員の育成、能力開発
長崎県特定事業主行動計画に基づき、幅広い職域への配置や研修の実施等により、採用後からの計画的なキャリア形成に取り組み、さらなる女性登用に向けた人材育成・能

力開発を図る。

(人事課、新行政推進室、教育庁総務課、教職員課、義務教育課、高校教育課、警務課)

(3) 各分野における女性の参画拡大

① 「ながさき女性活躍推進会議」などを通じた企業等における女性の参画促進

「ながさき女性活躍推進会議」により、女性の登用や女性人材の育成について、企業等組織トップのさらなる意識改革の促進を図るとともに、女性の参画拡大に向けた社会的な気運の醸成を促進する。

また、女性の能力や視点を生かした組織づくり等の成功事例に関する情報提供などの支援を行うとともに、女性が活躍する事業所等を表彰し社会的評価を高めることにより、組織における女性の参画促進を図る。(男女参画・女性活躍推進室)

② 役職段階に応じた女性人材の育成と登用促進

管理職、中堅職員など段階に応じた女性対象の研修等を実施し、登用候補となる女性人材を育成するとともに、組織等で活躍する女性のロールモデルの紹介や女性相互のネットワーク化などにより、女性のキャリア形成を支援する。

また、経営者対象のセミナー等により女性登用に向けた意識改革を図る。

(男女参画・女性活躍推進室)

③ 女性の参画状況の見える化と女性の活躍に取り組む事業所の認証等

様々な分野における女性の参画状況について、定期的に調査を行い、結果を公表することにより、女性の参画状況の見える化を図る。

また、女性の活躍に取り組む事業所等について、認証により社会的評価を高めるとともに、公共調達における優遇などのインセンティブを付与することにより、女性の登用促進を図る。(男女参画・女性活躍推進室、監理課、物品管理室)

④ 政治分野における女性の参画拡大

女性の政治分野への参画拡大に向けた気運の醸成を図るための広報・啓発を行う。

(男女参画・女性活躍推進室)

(4) 女性の職域拡大等による人材の確保

① 女性の活躍が期待される分野における女性が働きやすい環境整備への支援

建設業等男性が多い職場におけるリモートワークの推進や、介護・福祉施設などにおける労働環境改善に向けた介護ロボット・ICT等の導入促進など、女性が働きやすい環境整備に対する支援を行う。

(男女参画・女性活躍推進室、長寿社会課、建設企画課)

② 女性の職域拡大に関する支援及び情報発信

男性が多い建設業等において、女性や若者の就職・就業の選択肢として選ばれるための魅力発信や女性技術者・技能者の情報交換会、女性を対象とした現場見学会の開催な

ど、女性が活躍している事例などの情報発信を行うとともに、女性の職域拡大のための技能習得等に対する支援を行う。 （男女参画・女性活躍推進室、建設企画課）

③ 女性の就業が少ない業界団体等への協力依頼及び連携強化

トラック運送業界など、女性の就業が少ない分野における業界団体等への協力依頼や連携の強化を図り、女性の職業選択先にしてもらうための魅力やイメージ向上に向けた情報発信等を行う。 （男女参画・女性活躍推進室）

④ 児童生徒の多様な進路選択のための支援

あらゆる分野で女性が活躍できるよう、ダイバーシティ意識の醸成や、児童生徒及び保護者に対して、児童生徒の発達段階に応じた適切な情報を提供するなど、全ての児童生徒が性別にかかわらず、多様な進路選択が可能となるよう支援していく。 （男女参画・女性活躍推進室、義務教育課、高校教育課）

⑤ 医療・看護分野における女性の定着支援

女性の医師や看護師等の定着促進・確保のため、離職防止や復帰支援等の総合窓口の設置や就労環境等の整備を行う。 （医療人材対策室）

政策目標2 地域における男女共同参画の推進

＜具体的な施策＞

- (1) 地域社会における男女共同参画の推進
- (2) 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

(1) 地域社会における男女共同参画の推進

① 地域社会における意識啓発・情報発信の推進

働いている男女がともに、仕事優先の意識・ライフスタイルを見直し地域社会へ参画することは、豊かな生活や社会の活性化につながるものであり、その意義についての社会の理解促進を図るとともに、女性が中心的な役割を担う関係団体も含めた多様な主体の積極的な参画を促す。また、誰もが地域活動やボランティア活動へ参加できるよう、生涯学習や研修機会等の情報提供に努める。

(地域づくり推進課、県民生活環境課、男女参画・女性活躍推進室、生涯学習課)

② 女性リーダーの育成支援

地域社会における男女共同参画を推進するNPOや地域活性化グループなどの女性リーダーを育成するため、研修等への支援を行う。

(県民生活環境課、男女参画・女性活躍推進室)

③ 地域の女性団体等との連携

地域において、環境問題をはじめ、食の安全、子育て支援、青少年の健全育成、福祉、消費者問題、防災、平和、観光、文化交流・国際交流など多岐にわたるボランティアに取り組んでいる地域婦人団体連絡協議会等の女性団体活動と連携し、女性の社会参画を促進する。

(男女参画・女性活躍推進室、生涯学習課)

④ 実践的な取組の推進

市町や地域が実施する男女共同参画の課題解決に主体的に取り組む活動に対し、長崎県男女共同参画推進員・アドバイザーなどと連携した支援を行い、地域に根差した啓発活動に取り組む。

(男女参画・女性活躍推進室)

(2) 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

① 農林水産業や商工業等における意思決定過程への女性の参画拡大

農林水産業や商工業等自営業の各分野において、女性の能力を適正に評価し、農業委員や関係審議会委員、農協、漁協や商工会等の役員など、意思決定過程への女性の参画拡大を、関係団体との連携のもとに促進する。

(産業政策課、水産経営課、農政課)

② 女性の経済的地位の向上

家族の話し合いをベースとする家族経営協定等の普及と充実に努めるとともに、経営への参画や法人化等を推進する。また、女性の認定農業者の増大、女性の行う部門経営や農林水産業に係る起業活動を支援する。
(水産経営課、農政課)

③ 技術・経営管理能力の向上と女性リーダーの育成促進

女性農業者の経営参画を推進するため、経営管理能力の向上やスマート農業等の技術習得を図る研修の実施、並びにネットワークの強化を図るとともに、漁家女性の経営管理能力の向上を図り、経営への参画を拡大するため、パソコン会計、クラウド会計の技術習得のための研修を実施する。また、農業士、漁業士等農山漁村の女性リーダーの育成を促進する。
(水産経営課、農政課、農業経営課)

④ 誰もが働きやすい就業環境の整備促進

安全で快適な就業ができるよう、労働時間の適正化、休日の取得など労働条件の整備について啓発と指導を行うとともに、ロボットやAI、ICT等を活用したスマート農業・水産業の推進や高齢者、女性、新規就業者が安心して働くための漁港づくりなど、誰もが働きやすい環境づくりを推進する。

(漁政課、水産経営課、漁港漁場課、農政課)

⑤ 6次産業化等への支援

農林水産業者による農水産物や農山漁村の地域資源を生かした加工・販売等の「6次産業化」の取組推進にあたって、意欲ある女性の取組を支援する。

(漁政課、水産加工流通課、農産加工流通課)

⑥ 地域間交流等への支援

農林漁業体験の指導などを担う人材の育成などグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム等の推進を図り、女性の参画機会の拡大につなげる。

(漁政課、農山村対策室)

政策目標3 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援

<具体的な施策>

- (1) 女性の再就職支援
- (2) 女性の起業・創業支援
- (3) 女性の職業能力の開発への支援

(1) 女性の再就職支援

① 女性のライフステージに応じた就業支援

「ウーマンズジョブほっとステーション」において、就業相談、就職・キャリアアップセミナーなどを行い、出産、子育て、介護等の女性のライフステージに応じた就業支援の充実を図る。
(男女参画・女性活躍推進室)

② 再就職希望者に対する支援

長崎県人材活躍支援センターにおいて、公共職業安定所等と連携したきめ細かな就職相談や情報提供、セミナー等支援の充実を図る。
(雇用労働政策課)

(2) 女性の起業・創業支援

① 起業したいと考える女性への支援と専門機関と連携した支援

「ウーマンズジョブほっとステーション」において、起業したいと考える女性の相談対応やセミナー等による支援を行うとともに、起業から事業継続に係る起業支援に専門機関と連携して取り組む。

(男女参画・女性活躍推進室、経営支援課、新産業創造課)

② 女性起業家等の活動機会の提供

県内で活躍する女性起業家等の見える化を図るため、イベント開催等の活動の場を提供する。
(男女参画・女性活躍推進室)

(3) 女性の職業能力の開発への支援

① 女性の職業能力の開発への支援

国の関係機関等との連携を強化し、就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会や情報の提供を行うとともに、高等技術専門校における訓練や民間への委託訓練等を通じて、就業を希望する女性が職業能力を開発するための支援を行う。

(雇用労働政策課)

■計画の進捗を図るための指標（基本目標Ⅰ）

指標名	基準値	年度	目標値	年度
県の審議会等委員への女性の登用率	37.3%	R1	40%以上 60%以下	R7
事業所における課長相当職に占める女性の割合（%）	22.9%	R1	29.9%	R7
県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合（知事部局）	13.4%	R2	調整中	R7
経営に積極的に参画する女性農業者の割合	5.7%	H30	7.0%	R7
漁家女性の経営管理能力向上のための講座終了地区数（累計）	3 地区	R1	14 地区	R7
当該年度内の就職・起業を希望するウーマンズジョブほっとステーション利用者のうち、就業・起業した人の割合	49.1%	H30	81.3%	R7

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現

<具体的な施策>

- (1) 経営者・管理職等の意識改革
- (2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進
- (4) ハラスメント防止対策の推進

(1) 経営者・管理職等の意識改革

① セミナーや「ながさき女性活躍推進会議」等による普及啓発

事業所等の経営者・管理職を対象としたセミナーの開催などにより仕事と家庭の両立や性別による役割分担を意識させない職場づくり等に関する普及啓発を図るとともに、働きやすい職場環境づくりに向けたさらなる意識改革や社会的な気運醸成を促進する。
(男女参画・女性活躍推進室、こども未来課、雇用労働政策課)

② 県内におけるイクボス²²の普及促進

イクボスに関する県民の認知度向上と理解促進に取り組むとともに、イクボスを養成するセミナーの実施等により、スタッフのワーク・ライフ・バランスやキャリアを応援し、多様な人材を活かす組織マネジメントを実践する経営者・管理職の拡大に取り組む。
(男女参画・女性活躍推進室)

(2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進

① 仕事と家庭の両立のための環境づくり

「ながさき結婚・子育て応援キャンペーン」の実施により、結婚や子育てを応援する県内の気運醸成に取り組むとともに、県内企業における働きやすい良質な雇用環境の実現に向けて、企業が行う雇用環境改善の取組支援や「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」(略称：Nぴか)の取得促進等に取り組む。

(男女参画・女性活躍推進室、こども未来課、雇用労働政策課)

② 仕事と家庭の両立に取り組む事業所の認証等

仕事と家庭の両立に取り組む事業所等について「えるぼし」「くるみん」「Nぴか」等をはじめとした各種認証により社会的評価を高めるとともに、公共調達における優遇などのインセンティブを付与することにより取組の普及を図り、働き方の見直しなどを促進する。

(男女参画・女性活躍推進室、こども未来課、雇用労働政策課、監理課、物品管理室)

²² イクボス：職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のこと。

③ 働き方の見直しの推進

ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、個々人の生活に配慮した労働時間の改善や、短時間勤務制度・フレックスタイム制度・テレワーク等の多様な働き方などについて普及啓発を促進する。

特に、時間外労働の縮減、短時間勤務制度等の普及促進を図る。

(男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課)

④ 短時間労働者及び有期雇用労働者対策の推進

パートタイム労働者及び有期雇用労働者の雇用の安定、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善を図るため、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の関係法令や、パートタイム・有期雇用労働指針に示された均衡処遇の周知、労使等に対する啓発指導などを推進する。

(雇用労働政策課)

⑤ 同一労働同一賃金に向けた取組の推進

パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者などと正規労働者との均等・均衡待遇についての周知啓発や、短時間正社員制度など公正な待遇が図られた働き方の導入を促進する。

(雇用労働政策課)

⑥ 育児・介護休業制度の取得促進

育児・介護を行う労働者が仕事と家庭生活を両立できるよう、企業等に対して育児・介護休業制度の導入や従業員の取得促進に向けた普及啓発を行う。

(男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課)

⑦ 男性の家事・育児・介護への参画促進

男性が家事・育児・介護へ参画することの意義について職場の上司や同僚、男性自身の理解促進を図るとともに、男性の家事・育児・介護に関するキャンペーンの実施などにより、男性が家事・育児・介護に参画することへの県内の気運の醸成を図る。

(男女参画・女性活躍推進室)

⑧ 県における仕事と家庭の両立支援の推進

長崎県特定事業主行動計画に基づき、業務効率化を進め、超過勤務のさらなる縮減に取り組むとともに、育児や介護に関する各制度についての情報提供や理解の促進に努めながら、特に男性職員の育児や介護に関する休暇等の取得促進を図る。

(人事課、新行政推進室、教育庁総務課、教職員課、義務教育課、高校教育課、警務課)

(3) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進

① 男女雇用機会均等法と女性活躍推進法の普及促進

雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法の一層の定着が図られるよう、労働局等の国の機関をはじめ、関係機関との連携を図り、企業への男女雇用機会均等法等関係法令・制度の周知啓発を推進するとともに、ポジティブ・アクションの促進を図る。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び国の認定制度（通称：えるぼし認定）について、関係機関と連携して周知を図り、県内企業の実施を促進する。
（男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課）

② 労働相談の実施

労働の場における差別の解消や就業条件の整備に向け、関係機関と連携し、利用しやすい相談体制の充実と相談機関の周知を図る。
（雇用労働政策課）

③ 妊娠・出産に関わる保護

女性労働者が妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いを受けないよう、関係法令及び指針の周知を図るとともに、事業所の就業規則における母性健康管理措置、産前産後・育児休業、短時間勤務等に関する規定の整備を推進し、女性が妊娠中及び出産後も安心して働ける環境を整備する。
（雇用労働政策課）

(4) ハラスメント防止対策の推進

① 各種ハラスメント防止対策の推進

セクシュアルハラスメント、マタニティ及びパタニティハラスメント、パワーハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置が盛り込まれた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法及び同法に基づく指針等の周知を図る。

（男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課）

② 各種ハラスメントへの対応

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等について、個別事案への相談・助言を行う。
（雇用労働政策課）

政策目標5 子育て・介護等の支援体制の充実

<具体的な施策>

- (1) 子育て支援策の充実
- (2) 介護支援策の充実
- (3) 男女共同参画に関する相談体制の充実

(1) 子育て支援策の充実

① 仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実

共働き等の家庭の支援のため、保育所、認定こども園、幼稚園の預かり保育など多様な保育による量的なサービスの拡充を図るとともに、放課後児童クラブの充実と設置を促進する。また、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育事業など、保育サービスの充実を図る。(こども未来課)

② 保育人材の確保

保育人材確保に向け、新規卒業者の県内保育施設への就職促進を図るとともに、保育士・保育所支援センターのマッチングシステムを活用した潜在保育士の再就職支援や、保育の補助業務や周辺業務を行う保育補助者（子育て支援員）や保育支援者の有効活用に取り組むとともに、現職保育士の離職防止のための対策を強化する。(こども未来課)

③ すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実

子育て家庭の交流、育児に関する相談対応・情報提供などを行う地域子育て支援拠点及び地域における育児等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進など、子育て支援サービスの充実を図る。(こども未来課)

④ 子育て世帯への住宅支援

多子世帯や3世代同居又は近居のための中古住宅取得等を市町と連携して実施する。(住宅課)

⑤ 公共施設等への「多目的トイレ」の設置の推進

ベビーベッドなどが設置され、誰もが利用することができる「多目的トイレ」の設置について、福祉のまちづくり条例に基づき、県及び市町などの公共的施設等管理者に対しても設置への理解を求めていく。(福祉保健課)

(2) 介護支援策の充実

① 介護支援策の充実

市町が実施する地域支援事業において、家族介護教室などにより介護者の心の悩みを相談できる体制が促進されるよう、市町の取組を支援するとともに、介護者の負担軽減につながるショートステイサービスなどの提供体制の整備を促進していくことにより、家族介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実に努める。

(長寿社会課)

② 介護人材の確保

団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据えて、地域包括ケアシステムを支える介護人材の育成・確保を目指し、また、介護・福祉職が職業として選択される魅力ある職種となるよう、労働環境や雇用環境の改善を図るとともに、イメージアップにも努める。

(長寿社会課)

(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実

① 男女共同参画に関する相談体制の充実

長崎県男女共同参画推進センターにおいて、夫婦、家庭等に関する様々な悩みへの一般相談窓口や男性の社会的な重圧や悩みなどに関する男性相談窓口について、関係機関との連携を強化し体制の充実に努めるとともに、相談窓口の周知広報により利用促進を図る。

(男女参画・女性活躍推進室)

政策目標6 教育を通じた男女共同参画の推進

<具体的な施策>

(1) 学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進

(1) 学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進

① 学校における男女平等教育の推進

学校において、児童生徒の発達段階に応じ、教材等に適切な配慮をして、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点をおいた教育を行う。また、必要に応じて関係団体等と連携し、男女平等教育の充実を図る。

(義務教育課、高校教育課)

② 教職員の研修の充実

教職員対象の研修会等の充実に努め、男女共同参画に関する理解の徹底を図る。

(教職員課、義務教育課、高校教育課)

③ 家庭科教育の充実

家庭科教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、男女が互いに協力し家庭を築くことの重要性について認識させるなど、学習指導の充実に努める。

(義務教育課、高校教育課)

④ 生涯を見通したキャリア教育の推進

進学や就職に関する情報を幅広く提供し、児童・生徒・学生一人ひとりが望ましい勤労観・職業観を身に付けるとともに、児童・生徒・学生が性別にとらわれず自らの生き方を考え主体的に進路を選択する能力と態度の育成を図る。

(男女参画・女性活躍推進室、義務教育課、高校教育課)

⑤ 児童生徒の多様な進路選択のための支援

理工系分野をはじめ、あらゆる分野で女性が活躍できるよう、ダイバーシティ意識の醸成や、児童生徒及び保護者に対して、児童生徒の発達段階に応じた適切な情報を提供するなど、全ての児童生徒が性別にかかわらず、多様な進路選択が可能となるよう支援していく。

(男女参画・女性活躍推進室、義務教育課、高校教育課)

政策目標7 意識改革に向けた啓発・普及の推進

<具体的な施策>

(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進

(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進

- ① 多様な媒体・機会や各種団体等との連携を活用した啓発活動の充実強化
男女共同参画に関する理解が深まるよう広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、ホームページやSNSなどあらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報・啓発活動を展開する。
また「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」など多様な機会を活用するとともに、市町、企業、女性団体、NPOなど各種団体等と連携・協働を行いながら、啓発対象、内容や方法などについて工夫し、効果的な普及啓発を図る。
(男女参画・女性活躍推進室、人権・同和対策課、こども家庭課、雇用労働政策課、水産経営課、農政課)
- ② 学習機会の充実、研修の実施
男女共同参画を推進するため、県内市町のモデルとなるような先駆的な講座や研修会等を開催する。また、市町、地域、ながさき県民大学などにおいて広く出前講座を実施し、県内における学習機会の充実を図る。
(男女参画・女性活躍推進室、生涯学習課)
- ③ 情報の収集及び提供
男女共同参画に関する情報の収集に努め、県男女共同参画推進センター情報誌、ホームページ、ライブラリー等により、積極的に情報提供する。
(男女参画・女性活躍推進室)
- ④ 調査・研究の実施
関係機関や長崎県男女共同参画推進員・アドバイザー等との連携を図りながら、男女共同参画について地域で抱える課題等に関する調査・研究を行う。
(男女参画・女性活躍推進室)
- ⑤ 県内市町・大学等の男女共同参画推進センター等との連携
県内の市町や大学等に設置されている男女共同参画推進センター等との連携を図りながら啓発等を推進する。
(男女参画・女性活躍推進室)

⑥ 県男女共同参画推進センターを核とした長崎県男女共同参画推進員等による啓発活動の促進

長崎県男女共同参画推進員となる人材の掘り起こし及び育成をするとともに、長崎県男女共同参画推進員等による地域に密着した活動を促進し、地域における男女共同参画の普及啓発を図る。
(男女参画・女性活躍推進室)

⑦ 県における研修及び広報・啓発活動の推進

県職員対象の研修会等を充実させ、男女共同参画に関する理解の徹底を図る。

また、行政が作成する広報・刊行物については、男女共同参画の視点に十分に配慮するとともに、県が実施する意識調査、アンケート調査の企画や結果の表し方等については、男女間の意識や格差の現状を客観的に把握するよう配慮し、必要に応じて男女別データを表示して公表する。

(新行政推進室、男女参画・女性活躍推進室、全庁的な取組)

⑧ 市町等における研修機会の充実

男女共同参画社会についての適切な理解促進のため、市町等が実施する研修を支援する。
(男女参画・女性活躍推進室)

■計画の進捗を図るための指標（基本目標Ⅱ）

指標名	基準値	年度	目標値	年度
ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合	75.3%	R1	87.5%	R7
ながさき結婚・子育て応援宣言団体数（累計）	0 団体	H30	450 団体	R7
20 歳～59 歳のうち、家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合	42.4%	R1	47.5%	R7
県の男性職員の育児休業取得率（知事部局）※調整中	8.1%	R1	調整中	R7
保育所待機児童数	70 人	R1	0 人	R7
放課後児童クラブ待機児童数	53 人	H30	0 人	R6
病児・病後児保育実施施設数	40 か所	H30	45 か所	R6
地域包括ケアシステムの構築割合	85%	R1	100%	R7
命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる研修会の理解度	97%	R1	97%以上	R7
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合	47.6%	R2	59.8%	R7

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

<具体的な施策>

- (1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進
- (2) 配偶者等からの暴力への対策の推進
- (3) 性犯罪・性暴力等への対策の推進
- (4) ストーカー行為等への対策の推進

(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進

- ① 関係法令の厳正な運用による暴力を許さない社会風土の醸成
女性を取り巻く犯罪に対し、刑法、売春防止法、児童福祉法、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童買春・児童ポルノ法など、関係法令の厳正な運用を図り、暴力を許さない社会風土を醸成する。
(人身安全対策課、少年課、捜査第一課)
- ② 相談窓口の周知
DV や性被害等の女性に対する暴力に関する県内における相談窓口及び国の「DV 相談ナビ」、「DV 相談+」の活用について、県の広報誌、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS 等により、市町とも連携しながら広く県民に周知を図る。
(男女参画・女性活躍推進室、交通・地域安全課、こども家庭課、捜査第一課)
- ③ 意識啓発の推進
性犯罪、売買春、配偶者等からの暴力などあらゆる暴力に対して、被害者の立場、プライバシーに配慮しながら、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、広く意識啓発を推進する。
(男女参画・女性活躍推進室、こども家庭課、人身安全対策課)
- ④ 女性を犯罪被害から守る対策の推進
女性が被害に遭いやすい場所のパトロール、女性への防犯指導、インターネットの適切な利用に向けた学校等と連携した啓発などの防犯対策を充実・強化する。
また、つきまといや身近な人からの暴力などの被害を受けている女性に対しては、適切な相談対応や支援を実施し、犯罪被害の発生を防止するための措置について指導助言するなどの対策を推進する。
(人身安全対策課、少年課)
- ⑤ 女性に対する暴力についての実態把握
潜在化したり、個人的な問題として矮小化されたりする傾向にある女性に対する様々な形態の暴力について、各種相談機関における相談実績を分析し、実態を把握する。
(こども家庭課、人身安全対策課)

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響下における心のケア

新型コロナウイルス感染症の影響下においては、女性に家事や育児等の家庭責任が偏ったり、DV や性暴力等の被害が潜在化する傾向があり、これらは中長期的に心のケア等に取り組む必要があることから、適切な相談窓口の情報発信や支援等に継続して取り組む。（男女参画・女性活躍推進室、交通・地域安全課、こども家庭課）

(2) 配偶者等からの暴力への対策の推進

① 相談・保護から自立までの切れ目のない支援の充実

配偶者暴力相談支援センターの機能強化と市町配偶者暴力支援センターの設置促進、関係者の資質向上、暴力への迅速かつ適切な対応、被害者の安全確保のためのシェルター等の確保、一時保護中の支援、退所後のステップハウス等における自立支援など、被害者に対して切れ目のない支援を充実させる。（こども家庭課）

② 配偶者等からの暴力の防止のための教育・啓発の実施

事業所における研修の実施や、「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの多様な機会を捉えた啓発などの充実を図る。また、中学校・高等学校・大学等におけるDV 予防教育を推進するとともに、教職員やPTA 等関係者への啓発研修を行う。特に、中学校・高等学校等において生徒が在学中にDV 予防教育が受講できるよう努める。

（男女参画・女性活躍推進室、こども家庭課、義務教育課、高校教育課）

③ 加害者更生のための対応の手法の研究

加害者更生のための国の研究や民間のプログラム実施団体等の取組について、情報収集を行い、市町等の関係機関に情報提供を行い共有化を図るとともに、更生の意思を持つ加害者のニーズを把握し、加害者に対する相談体制や対応の手法について民間支援団体等の協力を得ながら引き続き研究を行う。（こども家庭課）

④ 関係機関の連携強化

「長崎県DV対策等推進会議」や市町・警察等関係機関・民間支援団体等のネットワーク化により、それぞれの役割を認識し、緊密に連携し、DV発生予防とDV被害者への切れ目のない支援のための連携を強化する。

（こども家庭課、人身安全対策課）

(3) 性犯罪・性暴力等への対策の推進

① 性犯罪被害者への配慮

女性警察官による事情聴取や電話相談を行うなど、被害女性に配慮した対応に努め、性犯罪の潜在化の防止を図る。（捜査第一課）

② カウンセリングの充実

性犯罪被害者の心のケアの充実を図るため、精神的な被害についても的確に把握し、カウンセリングの専門知識を有する団体や民間被害者支援団体等との連携の強化に努めるとともに、臨床心理士等の資格を取得した警察職員を部内カウンセラーとして運用し、被害直後から早期支援に従事させることで、性犯罪被害者の心身の負担軽減を図る。
(広報相談課)

③ 性暴力被害者支援体制の充実

性暴力被害者の支援窓口である性暴力被害者支援「サポートながさき」の広報・周知、及び関係機関・団体との連携により総合的な支援を提供する体制の充実に努める。
(男女参画・女性活躍推進室、交通・地域安全課)

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットやSNSに関する被害等から子どもたちを守るため、これらの危険性を伝え、正しい使い方を啓発することにより、これらのツールに起因した犯罪の予防・拡大防止に努める。
(こども未来課)

⑤ 子どもへの適切な性教育の実施

思春期の子どもたちが、性と生殖に関して正確な知識を持つとともに、健康であることの重要性を認識し、自ら健康管理を行うことができるよう、学校・家庭・地域・専門機関が連携し、発達段階に応じた適切な性教育を実施する。

学校における性教育については、学習指導要領に基づき、科学的知識や生命の大切さ、人間尊重や男女平等に基づく正しい異性観などについて、発達段階に応じ適切に実施する。

また、妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識（妊娠適齢期など）を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育の普及に取り組む。
(こども家庭課、体育保健課)

⑥ 子どもの情報モラル教育の推進

子どもたちが、情報社会において自他の人権を尊重し、自らの行動に責任を持つとともに、情報を正しく安全に利用することのできる能力や態度を養うため、情報モラル教育を推進する。
(義務教育課、高校教育課)

(4) ストーカー行為等への対策の推進

① 被害者の親族等の支援及び防犯対策

被害者の親族や支援者等についても、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、ストーカー行為として加害者への警告等を行うことにより、その親族等の保護に努める。
(人身対策安全課)

② 広報・啓発の推進

ストーカー行為の定義、ストーカー事案に関して警察がとりうる措置、ストーカー規制法上の保護対象等について、ホームページ、広報紙等、各種広報媒体を活用して広く県民に啓発し、ストーカーの根絶に向けた意識高揚を図る。 （人身対策安全課）

政策目標9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

<具体的な施策>

- (1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進
- (2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援

(1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進

① 自立援助の促進

子育てと生活の担い手という二重の役割を一人で担わなければならないひとり親家庭に対し、子育て・生活支援、就労支援、養育費確保の推進及び経済的支援等ひとりひとりの状況に応じたきめ細かな支援を市町及び関係機関と連携を図りながら、自立を促進し、男性、女性のそれぞれがもつ特有の困難を克服できるよう支援する。

(こども家庭課)

② 相談援助体制の充実

ホームページ等による情報提供や母子自立支援員等による相談支援体制の充実を図るとともに、ハローワーク等他機関との連携による就労情報の提供を行う。また、ひとり親同士のネットワークづくりや母子会活動の活性化等により、身近な地域において、男女それぞれの事情に応じて総合的に相談支援する体制を推進する。

(こども家庭課)

③ 公営住宅への優先入居

ひとり親世帯向け住宅への優先入居等を推進する。

(住宅課)

(2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援

① 貧困を抱えた人への支援

生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援の体制を整備する。

子どもの貧困については、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど貧困対策を総合的に推進する。

(福祉保健課、こども家庭課)

② 高齢者の自立支援

高齢者が元気で生きがいを持って、地域で経済的・社会的に自立した生活を安心して送れるよう、就労・社会参加支援や生活環境整備、必要な支援・サービスなどの提供に努める。

(長寿社会課、雇用労働政策課、住宅課)

③ 障害のある人への支援

障害のある人もない人も、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる「共生社会」の実現に向け、障害のある人に対する差別を禁止するとともに、障害や障害のある人に対する理解促進および建築物・道路等のバリアフリー化など、各種施策を総合的に推進する。
(福祉保健課、障害福祉課)

④ 県民の人権意識の醸成

高齢者、障害のある人、性的少数者、外国人など困難を抱える人の人権問題に関する各種研修会、講演会、イベントの開催等による人権教育・啓発活動を推進する。
(人権・同和対策課、教育庁)

政策目標 10 生涯を通じた健康支援

＜具体的な施策＞

- (1) 生涯を通じた健康支援
- (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実
- (3) 健康をおびやかす問題への対策の推進

(1) 生涯を通じた健康支援

① 健康長寿対策の推進

県民の健康寿命の延伸に向けて、健康づくりに取り組みやすい環境の整備や、働き盛り世代の健康づくりを促進するための事業所における健康経営の推進に取り組む。また、健康長寿対策事業と連携した総合型地域スポーツクラブの活用など、スポーツを通じた健康増進に取り組む。 (スポーツ振興課、国保・健康増進課)

② 女性の健康保持のための相談・指導の充実

思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたって女性特有の健康をめぐる問題について、身体的問題のみならず心の悩みも含め、女性が安心して相談できる体制の充実に努める。 (こども家庭課)

③ がんによる死亡者数の減少

本県のがん年齢調整罹患率²³が高いため、規則正しい生活習慣の維持（1次予防）やがん検診受診による早期発見・早期治療（2次予防）等の施策に取り組み、がんによる死亡者数を減少させる。 (医療政策課)

(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

① 妊娠・出産に係る女性への支援

妊娠・出産、子育てに関わる悩みの相談や乳幼児期における親と子のふれあいの大切さなど子育てに関する指導・助言について、子育て世代包括支援センターを拠点に実施するとともに、妊産婦や乳幼児の健康診査や健康指導等を市町と連携しながら充実させる。

また、妊産婦の悩みについて相談支援を行う産前・産後サポート事業や、退院直後の母子に対して心身のケアを行う産後ケア事業などの充実に努める。

さらに、不妊に悩む人が多いことから、安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、高額経費が必要な不妊治療に対しては経済的支援を行う。

(こども家庭課)

²³ 年齢調整罹患率：もし人口構成が、基準人口（1985年日本人モデル人口）と同じだったら実現されたであろう罹患率。

② 周産期医療の充実

高度な周産期医療を行う総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターと、健診や正常分娩を取り扱う産科病院・診療所等との機能分化と相互連携を図り、妊娠、出産から新生児に至る医療を効果的に提供できる周産期医療システムの整備を図る。

また、本システムの補填・拡充のため周産期医療支援システムの普及拡大を図るとともに、母体・胎児の搬送体制の充実強化に努める。 (医療政策課)

(3) 健康をおびやかす問題への対策の推進

① HIV／エイズ、性感染症対策の推進

性感染症は特に女性にとって母子感染や不妊症の原因となる恐れがあるなど、健康に甚大な影響を及ぼすものであることから、感染予防のための啓発普及を学校・地域において関係機関と密接な連携のもと実施し、HIV／エイズ等に関する相談・検査体制の充実を図り、早期発見・早期治療に繋げ、感染拡大防止に取り組む。

(医療政策課)

② 喫煙、飲酒対策の推進

喫煙や飲酒が健康に与える影響について情報提供を行う。特に妊娠・出産・子育て時期の母子へ及ぼす特有の影響については、十分な情報提供に努める。また、受動喫煙防止を図るため家庭や職場をはじめ、公共の場など不特定多数の者が利用する施設の受動喫煙防止対策を推進する。 (国保・健康増進課、こども家庭課)

政策目標 1 1 防災・復興における男女共同参画の推進

<具体的な施策>

(1) 防災・復興における男女共同参画の推進

(1) 防災・復興における男女共同参画の推進

① 男女共同参画の視点に立った防災対策の展開

男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に十分配慮した防災計画の策定や防災施策の推進を図るため、防災会議への女性のさらなる委員登用促進など、国のガイドラインに基づいた取組を実施する。 (危機管理課、男女参画・女性活躍推進室)

② 避難場所等における配慮

避難場所や災害ボランティア活動などの場において、睡眠スペース、更衣スペースや仮設トイレ等について女性及び配慮の必要な方に対し、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図る。

(危機管理課、県民生活環境課、男女参画・女性活躍推進室、福祉保健課)

③ 防災現場への女性の進出促進

男女共同参画の視点に立った施策を展開していくためには、防災現場への女性の進出が求められており、消防本部における女性職員の増加や女性の消防団への加入を促進する。 (消防保安室)

④ 被災時・震災後における心のケア

非常時においては、家事や育児等の家庭責任が女性に偏ったり、DV や性暴力等の被害が潜在化する傾向があり、これらは中長期的に心のケア等に取り組む必要があることから、適切な相談窓口の情報発信や支援等に継続して取り組む。

(男女参画・女性活躍推進室、交通・地域安全課、こども家庭課)

⑤ 地域における普及啓発の推進

男女共同参画の視点での防災・復興対策は平時から意識することが重要であるため、その意義や必要性について、市町や長崎県男女共同参画推進員等と連携して研修会の実施や情報発信を行う。 (危機管理課、男女参画・女性活躍推進室、福祉保健課)

■計画の進捗を図るための指標（基本目標Ⅲ）

指標名	基準値	年度	目標値	年度
ステップハウスでの支援を希望する世帯への対応比率	100%	R1	100%	R7
生活困窮者自立支援事業における就労・増収率（就労・増収者／就労支援対象者）	54%	R1	75%	R7
県事業によるひとり親家庭の就職者数	59人	R1	100人	R7
健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合	62.6%	H30	73%	R7
がんの年齢調整死亡率 ²⁴ （75歳未満）	80.7	H28	70	R3
男女共同参画の視点での防災・復興等研修の実施回数	3回	R2	3回	R7

²⁴ 年齢調整死亡率：もし人口構成が、基準人口（1985年日本人モデル人口）と同じだったら実現されたであろう死亡率。

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

政策目標 1 2 推進体制の整備・強化

<具体的な施策>

- (1) 県における推進体制の充実
- (2) 市町における推進体制の整備
- (3) 女性の活躍に関する推進体制の充実

(1) 県における推進体制の充実

県において、男女共同参画にかかる多岐にわたる具体的取組を行うため、県関係部局や市町等との連携を図り、各種施策の効率的な推進を図る。

① 男女共同参画推進会議の運営

男女共同参画社会の実現を目指し、関連する施策を総合的に推進するため、庁内に知事を議長とする「男女共同参画推進会議」を設置しており、関係各部局との連携をとりながら、計画の進捗状況の把握と情報の共有を行い、計画の確実な推進を図る。

(男女参画・女性活躍推進室)

② 男女共同参画審議会の運営

男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議する機関として各分野の有識者等で構成する「男女共同参画審議会」及び同審議会に苦情処理の専門部会を設置しており、同審議会に対し毎年計画の進捗状況を報告して意見を求めるなど、計画の効果的な推進を図る。

(男女参画・女性活躍推進室)

③ 男女共同参画推進センターの運営及び機能の強化

長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」において、男女共同参画に関する情報の提供や相談を行うとともに、センター職員の専門性やスキルの向上、全国女性会館協議会等との連携を強化する。また、男女共同参画を推進する人材育成や交流の機会の提供、ネットワークづくりの支援、市町や県内大学の男女共同参画推進センター等と連携した取組を進める。

(男女参画・女性活躍推進室)

④ 男女共同参画推進員等との連携

男女共同参画に関する意欲と知識を有し、地域の指導者となりうる方で、地域と行政をつなぐ役割を担う人材に対し男女共同参画推進員として県内の男女共同参画推進に関する普及啓発業務を委嘱している。また、元推進員で、現推進員に協力して地域に密着した活動を行う人材を男女共同参画アドバイザーとして任命している。推進員、アドバイザー、関係市町並びに関係団体等とのネットワーク化による推進体制づくりを図りながら、地域における男女共同参画の啓発活動の推進に努める。

(男女参画・女性活躍推進室)

⑤ 計画の着実な実施と進行管理

長崎県男女共同参画基本計画を着実に実施するとともに、実効性を高めるため、毎年度具体的な施策の実施状況を取りまとめて、その進捗状況を把握し、成果等の検討と評価を行い、その結果を公表するなど進行管理を行う。（男女参画・女性活躍推進室）

(2) 市町における推進体制の整備

市町における推進体制等の整備が促進されるよう、市町職員を対象とした研修会の開催を支援し、情報の提供、人材養成への支援や、男女共同参画推進員・アドバイザーを通じた啓発等を行っていく。

＜期待される市町の推進体制＞

- 男女共同参画施策を担当する専管の課（室）または班（係）の設置、もしくは専任職員の配置の促進、及びこれらの担当窓口について住民への周知
- 教育・労働・福祉など各部門にまたがる男女共同参画施策を効率的に進めるための行政内部の関係課で構成する推進組織の設置
- 男女共同参画施策に住民代表や有識者の意見を反映させるための諮問機関の設置
- 男女共同参画社会の実現を目指す条例の制定
- 男女共同参画施策を総合的に展開し事業を着実に推進するための男女共同参画計画の策定及び女性活躍推進法に基づく市町推進計画の策定

(3) 女性の活躍に関する推進体制の充実

女性活躍推進法における協議会の役割を担う組織として官民一体の組織「ながさき女性活躍推進会議」を位置づけ、企業等の会員加入を促進するとともに、産学官の連携を図りながら、働きやすい職場環境の整備や女性の登用などを推進する。

■ 計画の進捗を図るための指標（基本目標Ⅳ）

指標名	基準値	年度	目標値	年度
男女共同参画基本計画策定数	18 市町	R1	21 市町	R7

第4章 行政や事業者、民間団体等の役割

<県の役割>

- この計画に基づく各種施策を実行するとともに推進状況を管理し、公表します。
- 県内市町のモデルとなるような先駆的な講座や研修会の開催を通じて、男女共同参画に係る普及啓発を実施します。
- 市町に対し、男女共同参画社会の実現のための条例制定や計画策定等に向け、支援や働きかけを行います。
- 事業者、民間団体等に対し、女性の活躍に向けた働きやすい環境づくりや女性の登用などについて、支援や働きかけを行います。
- 事業者、民間団体等と意見交換や情報共有を積極的に行い、民間団体等の男女共同参画にかかる主体的な取組を支援します。
- 長崎県男女共同参画推進員・アドバイザー、地域の自主的なグループの活動支援などを通じて、地域における男女共同参画推進上の課題の解決に取り組みます。

<市町の役割>

- 県や事業者、民間団体等と連携を取りながら、男女共同参画に係る地域の実情に応じた普及啓発や研修の実施、相談窓口の設置などの取組を推進することが求められます。
- 地域における事業者、民間団体等に対し、女性の活躍に向けた働きやすい環境づくりや女性の登用などについて、支援や働きかけを行うことが求められます。
- 地域における事業者、民間団体等の男女共同参画にかかる主体的な取組を支援することが求められます。
- 県や長崎県男女共同参画推進員・アドバイザー、地域の自主的なグループなどと連携しながら、地域における男女共同参画推進上の課題の解決に取り組むことが求められます。

<事業者の役割>

- 県や市町と連携を取りながら、男女雇用機会均等法、次世代育成支援対策推進法、育児・介護休業法など関係法令を遵守し、自らの組織内の男女共同参画の推進に取り組むことが求められます。
- 女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定するとともに、組織トップのリーダーシップのもと、ワーク・ライフ・バランスやポジティブ・アクションなどに取り組むことが求められます。

<NPO等の民間団体の役割>

- 県や市町と連携を図りながら、男女共同参画の視点に立った多彩な活動に取り組むことが求められます。

<県民の役割>

- 男女共同参画社会の意義を理解し、その実現に向けて、多様な個性、家族観、ライフスタイル、価値観などを認め合い、一人ひとりが持つ力を十分に発揮することが求められます。

第5章 計画の進捗を図るための指標

■ 計画の進捗を図るための指標

基本目標	項目（第4次）	基準値	基準年度	目標値	達成年度
I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 県の審議会等委員への女性の登用率	37.3%	R1	40%以上60%以下	R7
	2 事業所における課長相当職に占める女性の割合	22.9%	R1	29.9%	R7
	3 県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合（知事部局）	13.4%	R2	調整中	R7
	4 経営に積極的に参画する女性農業者の割合	5.7%	H30	7.0%	R7
	5 漁家女性の経営管理能力向上のための講座終了地区数（累計）	3地区	R1	14地区	R7
	6 当該年度内の就職・起業を希望するウーマンズジョブほっとステーション利用者のうち、就業・起業した人の割合	49.1%	H30	81.3%	R7
II 誰もが能力を發揮し、多様な働き方ができる環境づくり	7 ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合	75.3%	H30	87.5%	R7
	8 ながさき結婚・子育て応援宣言団体数（累計）	0団体	H30	450団体	R7
	9 20歳～59歳のうち、家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合	42.4%	R1	47.5%	R7
	10 県の男性職員の育児休業取得率（知事部局） ※調整中	8.1%	R1	調整中	R7
	11 保育所待機児童数	70人	R1	0人	R7
	12 放課後児童クラブ待機児童数	53人	H30	0人	R6
	13 病児・病後児保育実施施設数	40か所	H30	45か所	R6
	14 地域包括ケアシステムの構築割合	85.0%	R1	100.0%	R7
	15 命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる研修会の理解度	97.0%	R1	97%以上	R7
	16 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合	47.6%	R2	59.8%	R7
III 安全・安心な暮らしの実現	17 ステップハウスでの支援を希望する世帯への対応比率	100.0%	R1	100.0%	R7
	18 生活困窮者自立支援事業における就労・増収率（就労・増収者／就労支援対象者）	54.0%	R1	75.0%	R7
	19 県事業によるひとり親家庭の就職者数	59人	R1	100人	R7
	20 健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合	62.6%	H30	73.0%	R7
	21 がんの年齢調整死亡率（75歳未満）	80.7	H28	70.0	R3
	22 男女共同参画の視点での防災・復興等研修の実施回数	3回	R2	3回	R7
IV 推進体制の整備・強化	23 男女共同参画基本計画策定数	18市町	R1	21市町	R7